

那須塩原市青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付要綱

令和5年9月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、脱炭素先行地域に選定された那須塩原市青木地区において、太陽光発電設備、蓄電池及び小水力発電設備の設置を行う者に対し、その経費の一部を補助することにより地域の再生可能エネルギー発電設備の普及を促進し、脱炭素化及び災害対応力の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 小水力発電設備 再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第3号に規定する水力を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (3) 環境価値 再生可能エネルギーにより発電された電気の持つ付加価値をいう。
- (4) 住宅 個人が住居として使用する戸建住宅（事業所と併用するものを含む）をいう。
- (5) 酪農施設 畜舎、たい肥舎等酪農の用に供する施設をいう。
- (6) 事業所 事務所、店舗、工場等事業の用に供する施設をいう。
- (7) PPA事業 事業者が、自身が所有する太陽光発電設備を第三者が所有する事業所又は市有施設に設置し、発電された電気を当該施設に供給する事業をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 那須塩原市青木地区内の住宅、酪農施設若しくは事業所又はその敷地への太陽光発電設備及び蓄電池の設置
- (2) 那須塩原市青木地区内の市有施設への太陽光発電設備又は蓄電池の設置
- (3) 那須塩原市青木地区内における小水力発電設備の設置
- (4) 第1号から第3号に係る設計

(補助対象設備)

第5条 補助の対象とする設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表要件欄に定める全ての要件を満たすものとする。ただし、那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱に規定する補助対象設備と重複して補助金の交付を受けることはできない。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自身が所有若しくは管理する住宅、酪農施設若しくは事業所又はその敷地に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者で市長が別に定める事業者と設置に係る契約を行う者
- (2) PPA事業又はリース（以下「PPA事業等」という。）により第4条第1号若しくは第2号に規定する事業又は当該事業に係る設計を行う事業者で、市長が別に定める事業者
- (3) 第4条第3号に規定する事業又は当該事業に係る設計を行う事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

- (1) 個人にあつては市税を滞納している者（那須塩原市以外に市町村税を納付する義務がある者にあつては、その市町村税を滞納している者）、事業者にあつては、国税及び地方税を滞納している者
- (2) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1

号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者若しくはこれらの者を経営に関与させている者

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費の区分及び各費目については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号、以下「実施要領」という。）別表第1の規定の例によるものとする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、別表第1の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表補助額等欄に定める額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(交付申請書)

第9条 規則第4条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の交付申請書は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち第6条第1号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付申請書（様式第1号の1）、第6条第2号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付申請書（様式第1号の2）、第6条第3号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付申請書（様式第1号の3）とし、別表第2に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添えるものとする。

2 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付（不交付）決定通知書)

第10条 規則第5条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の交付（不交付）決定通知書は、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金

交付（不交付）決定通知書（様式第4号）とする。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付については、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 設置する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- (2) 各種法令を遵守した設備であること。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 市有施設以外に設置する太陽光発電設備については、原則、自家消費によるものとする。ただし、余剰電力が生じた場合は、その電力を青木地区の脱炭素先行地域内で消費するものとする。
- (5) 脱炭素先行地域の取り組みにより青木地区において地域マイクログリッドを構築する際には、運用主体となる事業者への協力を行うこととする。
- (6) 本事業により設置した設備だけでは、施設の電力消費に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロとすることができない場合には、Jクレジット等の環境価値の購入等により、実質ゼロの達成に努めるものとする。
- (7) 市有施設に設置される太陽光発電設備及び小水力発電設備について、発電された電力は、青木地区の脱炭素先行地域内で消費するものとする。
- (8) 補助対象設備の設置について、那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年那須塩原市条例第3号。以下「太陽光条例」という。）第10条に規定する許可が必要な事業のとき（以下「条例該当事業」という。）は、同条例及び那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則（令和2年那須塩原市規則第33号。以下「太陽光条例施行規則」という。）を遵守するものとする。
- (9) 事業者は、交付決定後速やかに事業に着手するものとする。ただし、あらかじめ青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付決定前着手届（様式第5号）を市長に提出したときは、交付決定前に事業に着手することができる。

（変更（中止・廃止）承認申請書）

第12条 規則第7条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の変更（中止・廃止）承認申請書は、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）とする。

（変更（中止・廃止）承認等通知書）

第13条 規則第8条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の変更（中止・廃止）承認等通知書は、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）とする。

（実績報告書）

第14条 規則第12条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の実績報告書は、第6条第1号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金実績報告書（様式第8号の1）、第6条第2号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金実績報告書（様式第8号の2）、第6条第3号に規定する者にあつては青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金実績報告書（様式第8号の3）とし、別表第3の補助対象事業区分に応じ、それぞれ同表必要となる書類欄に定める書類を添えるものとする。

（補助金額の確定通知書）

第15条 規則第15条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の額の確定通知書は、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金額の確定通知書（様式第9号）とする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助対象者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

（交付請求書）

第17条 規則第17条の規定にかかわらず、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金の交付請求書は、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金交付請求書（様式第10号）とする。

(利用状況の報告)

第18条 第4条第1号に規定する事業で補助の交付を受けた補助対象者は、当該事業の完了日の翌月1日から1年分の設備の利用状況について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告書(様式第11号)により、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告後においても、市長が必要と認めるときは、補助対象者に対して、利用状況について報告をさせることができる。

(書類の保管期間)

第19条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年間とする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第21条第2号の規定により市長が指定するものは、補助対象設備の本体の購入に要した費用が単価50万円以上の設備とする。

2 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

3 補助対象事業により取得した設備の処分に関し承認を受けようとする者は、規則第21条の規定により、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金に係る財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金に係る財産処分(承認・不承認)通知書(様式第13号)により通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時からの第2項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項について

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条、第18条、第19条及び第20条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年12月11日)

この告示は、令和5年12月11日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条及び第8条関係)

補助対象設備	要件	補助額等
太陽光発電設備のうち以下の施設又はその敷地に設置される物 (1) 住宅 (2) 酪農施設	実施要領別紙1に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 再エネ設備整備 (ア) 太陽光発電設備」の交付要件をすべて満たすこと。	補助対象経費の3分の2
太陽光発電設備のうち市有施設に設置される物	以下の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 実施要領別紙1に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 再エネ設備整備 (ア) 太陽光発電設備」の交付要件をすべて満たすこ	(1) 実施要領別紙1に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 再エネ設備整備 (ア) 太陽光発電設備」に該当する設備にあつては、補助対象経費の3分の2 (2) 実施要領別紙2に規定す

	と。 (2) 実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (キ) 太陽光発電設備 (地域共生・地域裨益型)」の交付要件をすべて満たすこと。	る交付対象事業の内容のうち、「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (キ) 太陽光発電設備 (地域共生・地域裨益型)」に該当する設備にあつては、補助対象経費の2分の1
太陽光発電設備のうち事業所又はその敷地に設置される物	実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (ア) 太陽光発電設備太陽光発電設備 (自家消費型)」の交付要件をすべて満たすこと。	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値 (第4条第3号に規定する事業の場合、設計により設置を予定する太陽光発電設備の公称最大出力の合計値) に、1 kW当たり5万円を乗じて得た額
蓄電池のうち以下の施設又はその敷地に設置される物 (1) 住宅 (2) 酪農施設 (3) 市有施設	実施要領別紙1に規定する交付対象事業の内容のうち、「イ 基盤インフラ整備 (エ) 蓄電池」の交付要件をすべて満たすこと。	補助対象経費の3分の2
蓄電池のうち事業所又はその敷地に設置される物	実施要領別紙2に規定する交付対象事業の内容のうち、「ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池」の交付要件をすべて満たすこと。	蓄電池の価格 (円/kWh) の3分の1 (第4条第3号に規定する事業の場合、設計により設置を予定する蓄電池の価格)。ただし、次の価格の3分の1を上限とする。

		家庭用蓄電池（４，８００Ａh・セル未満）にあつては、１５万５千円/kWh（工事費込み・税抜き）、業務用蓄電池（４，８００Ａh・セル以上）にあつては、１９万円/kWh（工事費込み・税抜き）。
小水力発電設備	実施要領別紙１に規定する交付対象事業のうち、「ア 再生エネ設備整備（イ）その他再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）」の交付要件をすべて満たすこと。	基本設計にあつては補助対象経費の全額 詳細設計及び設計をもとに設備を設置する場合にあつては補助対象経費の３分の２

別表第２（第９条関係）

補助対象事業	必要となる書類
第４条第１号又は第２号に規定する事業	<p>(1) 施設に設置するときにあつては、その施設の所有者が分かる書類、地面に直接設置するときにあつては、その土地の所有者が分かる書類</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの納税を証明する書類</p> <p>ア 申請者が個人にあつては申請時点で発行できる最新年度の市町村税の納付状況が記載された納税証明書</p> <p>イ 申請者が事業者にあつては申請時点で発行できる最新年度の国税及び地方税の納税を証明する書類</p> <p>ウ PPA事業等により設置するときにあつてはその契約を予定する相手（以下「契約予定者」という。）に</p>

	<p>ついて、ア又はイの「申請者」を「契約予定者」に読み替えた書類</p> <p>(3) 設備を設置する施設又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、その所有者からの同意書兼誓約書（所有者が個人にあつては様式第2号の1を、所有者が法人にあつては様式第2号の2を添付すること）</p> <p>(4) PPA事業等により設置するときにあつては、契約予定者からの誓約書（契約予定者が個人にあつては様式第3号の1を、契約予定者が法人にあつては様式第3号の2を添付すること。なお、前号の規定により同意書兼誓約書を添付しているときは添付不要）</p> <p>(5) 補助対象設備の設置に係る補助対象経費の内訳が分かる書類</p> <p>(6) 補助対象設備の型式及び仕様が確認できる書類</p> <p>(7) 設置する太陽光発電設備の公称最大出力の合計値が分かる書類</p> <p>(8) 補助対象設備を設置した際の発電量、自家消費量等により自家消費率が分かるシミュレーション資料</p> <p>(9) 配置図</p> <p>(10) 条例該当事業にあつては、太陽光条例施行規則第8条に規定する太陽光発電設備設置許可申請書及びその添付書類の写し</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第4条第3号に規定する事業</p>	<p>(1) 補助対象設備の設置に係る見積書</p> <p>(2) 補助対象設備の仕様書</p> <p>(3) 申請者が補助対象設備の設置が予定される水路等の所有者と異なる場合、所有者からの設置同意書</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

<p>第4条第4号に規定する事業のうち太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る設計</p>	<p>(1) 次に掲げるいずれかの納税を証明する書類</p> <p>ア 申請者が個人にあつては申請時点で発行できる最新年度の市町村税の納付状況が記載された納税証明書</p> <p>イ 申請者が事業者にあつては申請時点で発行できる最新年度の国税及び地方税の納税を証明する書類（ただし、登録簿に登録されている事業者にあつては添付不要）</p> <p>ウ P P A事業等により設置するときにあつてはその契約を予定する相手（以下「契約予定者」という。）について、ア又はイの「申請者」を「契約予定者」に読み替えた書類</p> <p>(2) P P A事業等により設置するときにあつては、契約予定者からの誓約書（契約予定者が個人にあつては様式第3号の1を、契約予定者が法人にあつては様式第3号の2を添付すること。）</p> <p>(3) 補助対象設備の設計に係る補助対象経費の内訳が分かる書類</p> <p>(4) 仕様書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第4条第4号に規定する事業のうち小水力発電設備の設置に係る設計</p>	<p>(1) 補助対象設備の設計に係る見積書</p> <p>(2) 仕様書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第3（第14条関係）

補助対象事業	必要となる書類
<p>第4条第1号又は第2号に規定</p>	<p>(1) 設備設置に係る契約書の写し（P P A事業等にあつては、P P A事業等の契約書の写し）</p>

<p>する事業</p>	<p>(2) 領収書の写し（P P A事業等にあつては施工の完了が分かる書類）</p> <p>(3) 領収書の内訳が分かる書類（P P A事業等にあつては要した補助対象経費の内訳が分かる書類）</p> <p>(4) 設備設置状況が把握できるカラー写真（設置前後の状況が分かるもの）</p> <p>(5) 条例該当事業にあつては、太陽光条例第16条に規定する検査済証の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第4条第3号に規定する事業</p>	<p>(1) 契約書の写し（申請者自身が設置を行ったときにあつては、添付不要）</p> <p>(2) 領収書の写し（申請者自身が設置を行ったときにあつては、要した補助対象経費の総額が分かる書類）</p> <p>(3) 領収書の内訳が分かる書類（申請者自身が設置を行ったときにあつては、要した補助対象経費の内訳が分かる書類）</p> <p>(4) 竣工図及び導入状況が把握できるカラー写真（設置前後の状況が分かるもの）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第4条第4号に規定する事業のうち太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る設計</p>	<p>(1) 契約書の写し（P P A事業等にあつては、P P A事業等の契約書の写し）</p> <p>(2) 領収書の写し（P P A事業等にあつては不要）</p> <p>(3) 領収書の内訳が分かる書類（P P A事業等にあつては要した補助対象経費の内訳が分かる書類）</p> <p>(4) 成果物の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第4条第4号に規定する事業の</p>	<p>(1) 契約書の写し（申請者自身が設計を行ったときにあつては、添付不要）</p>

<p>うち小水力発電 設備の設置に係 る設計</p>	<p>(2) 領収書の写し（申請者自身が設計を行ったときには、要した補助対象経費の総額が分かる書類）</p> <p>(3) 領収書の内訳が分かる書類（申請者自身が設計を行ったときには、要した補助対象経費の内訳が分かる書類）</p> <p>(4) 成果物の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
------------------------------------	---